



発行 新潟県
第 73 号
 平成28年 9 月 20 日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1009 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 1010 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1011 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1012 道路の区域変更（道路管理課）
- 1013 道路の供用開始（道路管理課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

- 84 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 85 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 86 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 87 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（期限後提出分）（選挙管理委員会）
- 88 政治資金規正法による資金管理団体の届出（選挙管理委員会）
- 89 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 90 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出（選挙管理委員会）

新潟県連合海区漁業調整委員会指示

- 1 ずわいがに採捕の規制（新潟県連合海区漁業調整委員会）

新潟県連合海区漁業調整委員会告示

- 1 新潟県連合海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正（新潟県連合海区漁業調整委員会）
- 2 新潟県連合海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正（新潟県連合海区漁業調整委員会）

告 示

◎新潟県告示第1009号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、粟島浦村の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成28年9月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
10月26日（水）	午後1時から4時まで	粟島浦村役場	粟島浦村全域
10月27日（木）	午前9時から正午まで		

10月28日から平成29年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、平成29年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第1010号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の豊浦郷土地改良区の定款の変更を平成28年9月9日認可した。

平成28年9月20日
新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1011号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区の定款の変更を平成28年9月12日認可した。

平成28年9月20日
新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第1012号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年9月20日
新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 下折立浦佐停車場線
3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市浦佐4757番1から	新	9.9~16.0メートル	146.6メートル
同市浦佐4670番1まで	旧	9.9~16.0メートル	146.6メートル

◎新潟県告示第1013号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年9月20日
新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 下折立浦佐停車場線
2 供用開始の区間
南魚沼市浦佐4757番1から同市浦佐4670番1まで
3 供用開始の期日 平成28年9月20日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、血液凝固自動分析装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年9月20日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
血液凝固自動分析装置 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成28年12月28日（水）
- (4) 納入場所
新潟県立十日町病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 948-0055
新潟県十日町市高山32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線115

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成28年9月28日（水）午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年9月30日（金）午前10時30分
新潟県立十日町病院 新外来棟3階講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、MRI室用生体情報モニターについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年9月20日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

MRI室用生体情報モニター 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年3月31日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年9月30日(金)午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成28年9月20日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者 の氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務 所の所在地	一以上の市町村等 の区域を単位とし て設けられる支部	届出年月日
自由民主党新潟 県糸魚川市第一 支部	中村康司	齊藤美奈子	新潟県糸魚川市南寺 町1-9-17	○	28.07.27

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐藤雅一後援会	岡部清太郎	関矢孝夫	新潟県魚沼市小出島151番地	28.08.15
新風会	飯塚道義	鈴木義行	新潟県柏崎市大字新道4590	28.08.10
せいの栄一後援会	清野栄一	羽賀運平	新潟県阿賀野市外城町5-4	28.08.29
瀬藤助衛後援会	瀬藤助衛	加藤徳晴	新潟県阿賀野市堀越567番地1	28.08.04
新潟を再生する会	森民夫	五十嵐修一	新潟県長岡市大島新町4丁目乙31番地	28.08.24

◎新潟県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年9月20日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党 新潟県たば こ販売支部	古川鉦二	主たる事務所の所在地 代表者の氏名 会計責任者の氏名	新潟県新潟市中央区緑町3437番地11 古川鉦二 丸山孝夫	新潟県上越市本町5丁目3番29号 藤本順一 藤本順一	28.06.27
自由民主党 新潟県支部 連合会	星野伊佐夫	会計責任者の氏名	柄沢正三	小野峯生	28.06.12
自由民主党 三島支部	関根敏雄	主たる事務所の所在地	新潟県長岡市七日市2184番地	新潟県長岡市下河根川1332	28.08.20
自由民主党 吉田支部	山崎雅男	代表者の氏名	山崎雅男	中島義和	28.08.19

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
いずみだ裕 彦後援会	福田勝之	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区弁天橋通1-8-19	新潟県新潟市中央区新光町1-7	28.08.17
今井久美後 援会	山田光昭	代表者の氏名	山田光昭	内藤勇	28.08.04
幸福実現党 新潟県本部	熊倉育	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区女池4-27-16	新潟県新潟市中央区美咲町1-8-8	28.07.25
小林誠後援 会	富澤栄作	主たる事務所の所在地	新潟県新発田市中曾根町3-6-6	新潟県新発田市豊町4-7-19	28.08.01

上越医師連盟	早津正文	代表者の氏名 会計責任者の氏名	早津正文 川崎浩一	服部伸 長谷川登	28.07.01
上越未来政策研究会	佐藤誠	代表者の氏名	佐藤誠	小林秀一	28.08.01
進藤かねひこ新潟県後援会	三富佳一	主たる事務所の所在地	新潟県燕市吉田弥生町11-8	新潟県新潟市中央区姥ヶ山4-1-27 イトウハイツ106号	28.08.01
須貝たつお後援会	天谷秀治	代表者の氏名 会計責任者の氏名	天谷秀治 高橋恵美子	宮下勝石 本田孝久	28.04.04
誠新会	小林誠	主たる事務所の所在地	新潟県新発田市中曾根町3-6-6	新潟県新発田市豊町4-7-19	28.08.01
十日町織物振興連盟	田村憲一	主たる事務所の所在地	新潟県十日町市本町6丁目(一財)十日町地域地場産業振興センター4階	新潟県十日町市本町6丁目(財)十日町地域地場産業振興センター4階	28.08.22
長岡市医師連盟	長尾政之助	代表者の氏名	長尾政之助	太田裕	28.06.01
はばたく！新潟県の新時代をつくる会	地主昭	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区弁天橋通1-8-19	新潟県新潟市中央区新光町1-7	28.08.17
水沢ひとし後援会	水澤正夫	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西蒲区下山380番地	新潟県新潟市西蒲区西川下山380番地	19.04.01
山田まさる後援会	阿部俊夫	代表者の氏名 会計責任者の氏名	阿部俊夫 中井寛之	山口博文 山田勝	28.08.05

◎新潟県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年9月20日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政治団体の名称

ア . 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党新潟県糸魚川市第一支部	小川和雄	27.05.30

イ . その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
新風会	飯塚良一	27.03.31

(2) 収支報告書の要旨

ア . 政党の支部

(単位 円)

自由民主党新潟県糸魚川市第一支部

報告年月日 28.07.25

1 収入総額	0
2 支出総額	0

イ . その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(単位 円)

新風会

報告年月日 28.08.10

1 収入総額	0
2 支出総額	0

◎新潟県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年9月20日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成26年分

(単位 円)

[資金管理団体]

あべ健二後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

阿部健二

資金管理団体の届出に係る公職の種類

市議会議員

報告年月日 28.07.12

1 収入総額	104,673
前年繰越額	104,673
2 支出総額	0

[その他の政治団体]

新風会

報告年月日 28.08.10

1 収入総額	0
2 支出総額	0

◎新潟県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成28年9月20日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
森民夫	県知事	新潟を再生する会	新潟県長岡市大島新町4丁目乙31番地	28.08.20

◎新潟県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年9月20日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
小林誠	誠新会	主たる事務所の所在地	新潟県新発田市中曾根町3-6-6	新潟県新発田市豊町4-7-19	28.08.01

◎新潟県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年9月20日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
森民夫	志民の会	28.08.19

新潟県連合海区漁業調整委員会指示

◎新潟県連合海区漁業調整委員会指示第1号

平成25年3月29日に指示した新連海調指示第1号はこれを廃止する。

平成28年9月20日

新潟県連合海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞 男

新潟県連合海区漁業調整委員会告示

◎新潟県連合海区漁業調整委員会告示第1号

新潟県連合海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正し、平成28年9月20日から実施する。

平成28年9月20日

新潟県連合海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞 男

新潟県連合海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年12月27日新潟県連合海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、委員会が定める申請等については、この限りでない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u>（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書</p> <p>(3)（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>7 委員会は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる署名用電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項</p> <p>(3)（略）</p>	<p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、委員会が定める申請等については、この限りでない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u>（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書</p> <p>(3)（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>7 委員会は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項</p> <p>(3)（略）</p>

附 則

この規程は、平成17年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月20日から施行する。

◎新潟県連合海区漁業調整委員会告示第2号

新潟県連合海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年12月新潟県連合海区漁業調整委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、平成28年9月20日から実施する。

平成28年9月20日

新潟県連合海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞 男

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人等であることを証明するために必要な書類)</p> <p>第4条 条例第16条第2項(条例第28条第3項及び第34条第2項において準用する場合を含む。)に規定する実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 本人が請求する場合 <u>運転免許証、旅券、個人番号カード</u>その他これらに類する書類として委員会が認めるもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>本人に代わって当該本人の委任による代理人(法人を除く。)</u>が請求する場合 <u>次に掲げる書類</u></p> <p>ア <u>当該代理人に係る第1号に定める書類</u></p> <p>イ <u>本人の記名及び押印がある委任状</u></p> <p>ウ <u>委任状に押印した本人の印鑑に係る印鑑証明書</u></p> <p>(5) <u>本人に代わって当該本人の委任による代理人(法人に限る。)</u>が請求する場合 <u>次に掲げる書類</u></p> <p>ア <u>当該法人の代表者に係る第1号に定める書類</u></p> <p>イ <u>開示請求書等に押印した代表者印に係る印鑑証明書</u></p> <p>ウ <u>当該法人の登記事項証明書</u></p> <p>エ <u>前号イ及びウに定める書類</u></p>	<p>(本人等であることを証明するために必要な書類)</p> <p>第4条 条例第16条第2項(条例第28条第3項及び第34条第2項において準用する場合を含む。)に規定する実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として委員会が認めるもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>(送付による開示請求書等の提出)</p> <p>第5条 開示請求書等を委員会に送付して条例第15条第1項の規定による開示請求、条例第27条第1項の規定による訂正請求又は条例第33条第1項若しくは第33条の2第1項の規定による利用停止請求をする場合には、これらの請求をしようとする者は、前条の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>本人に代わって当該本人の委任による代理人(法人を除く。)</u>が請求する場合 <u>次に掲げる書類</u></p> <p>ア <u>前条第4号アに定める書類のうち2種類のもを複写機を用いて複写したもの</u></p> <p>イ <u>前条第4号イ及びウに定める書類</u></p> <p>(5) <u>本人に代わって当該本人の委任による代理人(法人に限る。)</u>が請求する場合 <u>次に掲げる書類</u></p> <p>ア <u>前条第5号アに定める書類のうち2種類のもを複写機を用いて複写したもの</u></p> <p>イ <u>前条第5号イからエまでに定める書類</u></p>	<p>(送付による開示請求書等の提出)</p> <p>第5条 開示請求書等を委員会に送付して条例第15条第1項の規定による開示請求、条例第27条第1項の規定による訂正請求又は条例第33条第1項の規定による利用停止請求をする場合には、これらの請求をしようとする者は、前条の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(代理人の資格喪失の届出)

第6条 条例第15条第2項の規定により開示請求をした代理人は、条例第21条第2項の規定による通知を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を委員会に届け出なければならない。条例第24条第1項の規定による開示を受ける前にその資格を喪失したときも、同様とする。

2 (略)

3 第1項前段の規定は、条例第33条第2項(条例第33条の2第2項において準用する場合を含む。)において準用する条例第15条第2項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第1項中「第21条第2項」とあるのは、「第36条第2項」と読み替えるものとする。

4 前3項の規定による届出があったときは、当該代理人の行った開示請求、訂正請求又は利用停止請求は、取り下げられたものとみなす。

(保有個人情報の開示の実施等)

第9条 (略)

2 条例第24条第2項に規定する実施機関が定める手続は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続とする。

(1) (略)

(2) 文書の写し等を郵送して開示する場合

ア 本人又は代理人(法人を除く。)の開示請求に基づき開示するとき。第4条第1号、第2号ア若しくは第4号アに定める書類のうち住所が記載されているものを複写機を用いて複写したもの、住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書(住所が記載されているものに限る。)に記載された住所が開示を受ける者の真正な住所であることを確認した上、当該住所に郵送する手続

イ 代理人(法人に限る。)の開示請求に基づき開示するとき。第4条第3号イからエまで又は第5号イ及びウに定める書類のうち当該法人の事務所の所在地が記載されているものを複写機を用いて複写したものに記載された事務所の所在地が開示を受ける法人の事務所の真正な所在地であることを確認した上、当該所在地に郵送する手続

3・4 (略)

第1号様式(第2条関係)

個人情報取扱事務登録簿

(略)

(法定代理人の資格喪失の届出)

第6条 条例第15条第2項の規定により開示請求をした法定代理人は、条例第21条第2項の規定による通知を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を委員会に届け出なければならない。条例第24条第1項の規定による開示を受ける前にその資格を喪失したときも、同様とする。

2 (略)

3 第1項前段の規定は、条例第33条第2項において準用する条例第15条第2項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第1項中「第21条第2項」とあるのは、「第36条第2項」と読み替えるものとする。

4 前3項の規定による届出があったときは、当該法定代理人の行った開示請求、訂正請求又は利用停止請求は、取り下げられたものとみなす。

(保有個人情報の開示の実施等)

第9条 (略)

2 条例第24条第2項に規定する実施機関が定める手続は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続とする。

(1) (略)

(2) 文書の写し等を郵送して開示する場合

ア 本人又は法定代理人(法人を除く。)の開示請求に基づき開示するとき。第4条第1号若しくは第2号アに定める書類のうち住所が記載されているものを複写機を用いて複写したもの、住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書(住所が記載されているものに限る。)に記載された住所が開示を受ける者の真正な住所であることを確認した上、当該住所に郵送する手続

イ 法定代理人(法人に限る。)の開示請求に基づき開示するとき。第4条第3号イからエまでに定める書類のうち当該法人の事務所の所在地が記載されているものを複写機を用いて複写したものに記載された事務所の所在地が開示を受ける法人の事務所の真正な所在地であることを確認した上、当該所在地に郵送する手続

3・4 (略)

第1号様式(第2条関係)

個人情報取扱事務登録簿

(略)

(略)

<input type="checkbox"/> 個人番号
<input type="checkbox"/> 識別番号・記号 (個人番号を除く。)
<input type="checkbox"/> 氏名
<input type="checkbox"/> 性別
<input type="checkbox"/> 年齢・生年月日
<input type="checkbox"/> 住所・電話番号
<input type="checkbox"/> 本籍・国籍
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

第2号様式 (第3条関係)

保有個人情報開示請求書

(略)

(代理人である法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び法人の代表者印)

(略)

<代理人記載欄>この欄は、本人が請求する場合は、記入する必要はありません。

代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 本人の委任による代理人
(略)	

注 1 「代理人の区分」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
2 「代理人の区分」欄の「3 本人の委任による代理人」が請求できるのは、保有特定個人情報の開示に限ります。

(略)

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 成年後見人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状及び委任状に押印した本人の印鑑に係る印鑑証明書
	(略)
(略)	

第4号様式 (第14条関係)

保有個人情報訂正請求書

(略)

(代理人である法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び法人の代表者印)

(略)

<代理人記載欄>この欄は、本人が請求する場合

(略)

<input type="checkbox"/> 識別番号・記号
<input type="checkbox"/> 氏名
<input type="checkbox"/> 性別
<input type="checkbox"/> 年齢・生年月日
<input type="checkbox"/> 住所・電話番号
<input type="checkbox"/> 本籍・国籍
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

第2号様式 (第3条関係)

保有個人情報開示請求書

(略)

(法定代理人である法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び法人の代表者印)

(略)

<法定代理人記載欄>この欄は、本人が請求する場合は、記入する必要はありません。

本人の区分	1 未成年者 2 成年被後見人
(略)	

注 「本人の区分」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

(略)

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 成年後見人の登記事項証明書
	(略)
	(略)
(略)	

第4号様式 (第14条関係)

保有個人情報訂正請求書

(略)

(法定代理人である法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び法人の代表者印)

(略)

<法定代理人記載欄>この欄は、本人が請求する

は、記入する必要はありません。

代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 本人の委任による代理人
--------	-------------------------------------------------

(略)

注 1 「代理人の区分」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 「代理人の区分」欄の「3 本人の委任による代理人」が請求できるのは、保有特定個人情報の訂正に限ります。

(略)

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 成年後見人の登記事項証明書
	<input type="checkbox"/> 委任状及び委任状に押印した本人の印鑑に係る印鑑証明書
	(略)

(略)

第5号様式 (第15条関係)

保有個人情報利用停止請求書

(略)

代理人である法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び法人の代表者印

(略)

<代理人記載欄>この欄は、本人が請求する場合は、記入する必要はありません。

代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 本人の委任による代理人
--------	-------------------------------------------------

(略)

注 1 「代理人の区分」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 「代理人の区分」欄の「3 本人の委任による代理人」が請求できるのは、保有特定個人情報の利用停止に限ります。

(略)

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 成年後見人の登記事項証明書
	<input type="checkbox"/> 委任状及び委任状に押印した本人の印鑑に係る印鑑証明書
	(略)

(略)

場合は、記入する必要はありません。

本人の区分	1 未成年者 2 成年被後見人
-------	-----------------

(略)

注 「本人の区分」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

(略)

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 成年後見人の登記事項証明書
	(略)

(略)

(略)

第5号様式 (第15条関係)

保有個人情報利用停止請求書

(略)

法定代理人である法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び法人の代表者印

(略)

<法定代理人記載欄>この欄は、本人が請求する場合は、記入する必要はありません。

本人の区分	1 未成年者 2 成年被後見人
-------	-----------------

(略)

注 「本人の区分」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

(略)

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 成年後見人の登記事項証明書
	(略)

(略)

(略)	(略)
-----	-----

附 則

この規程は、平成17年 9 月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 9 月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 9 月20日から施行する。